

令和3年第3回

臨時会会議録

会 期

令和3年5月7日（金）

会 議 日

令和3年5月7日（金）

東串良町議会

令和3年第3回東串良町議会臨時会（第1号）

開 会 令和3年5月7日 午前10時00分
閉 会 令和3年5月7日 午前10時45分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
----------	----------

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順
副町長	畠中 勇一郎
総務課長	江口 勝志
農林水産課長	瀬戸山 雅樹
福祉課長	吉永 広史
税務課長	東水流 勝
建設課長	宮地 利行
住民課長	田尾 勝
企画課長	中島 孝一
総務課長補佐	上野 史生

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長	浜屋 啓子	書記	大園 保広
------	-------	----	-------

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度東串良町一般会計補正予算（第 1 4 号））
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号））
- 日程第 6 議案第 27号 訴えの提起について
- 日程第 7 議案第 28号 東串良町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 29号 令和 3 年度東串良町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 選任第 1号 常任委員の選任
- 日程第 10 選任第 2号 議会運営委員の選任
- 日程第 11 選挙第 1号 大隅肝属地区消防組合議会議員の補欠選挙
- 日程第 12 選挙第 2号 大隅肝属広域事務組合議会議員の補欠選挙

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和3年第3回東串良町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程の報告をします。

日程は、印刷してお手元に配付してありますので朗読を省略します。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番 小川香織議員及び2番 児玉勇治議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間に決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）

議 長（田之畑）

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について町長からの提案理由の説明を求めます。

## 会 議 の 経 過

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、東串良町税条例等の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、東串良町税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~  
◆ 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東串良町一

会 議 の 経 過

般会計補正予算（第14号）

議 長（田之畑）

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東串良町一般会計補正予算（第14号））を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

令和2年度東串良町一般会計補正予算（第14号）につきましては、町税、国庫支出金、県支出金、地方交付税、寄附金、町道・公共施設等に係る町債への確定及びそれに伴い、財源更正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東串良町一般会計補正予算（第14号））を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

会 議 の 経 過

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

### ◆ 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））

議 長（田之畑）

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、令和2年度鹿児島県国民健康保険保険給付費等交付金等の交付額変更による交付額の減及び保険給付費等の減のため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。



### ◆ 日程第6 議案第27号 訴えの提起について

議 長 (田之畑)

日程第6 議案第27号 訴えの提起についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

議案第27号 訴えの提起について、御説明申し上げます。

令和2年12月23日付で仮処分が発出されており、民事保全法第37条の趣旨に基づき、訴訟の提起を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第27号 訴えの提起についてを採決します。

お諮りします。

本件をこのとおり決定することに御異議ありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第7 議案第28号 東串良町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第7 議案第28号 東串良町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

議案第28号 東串良町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

東串良町内の学校に勤務する教職員、または教育委員会関係職員の住宅がないため、町営住宅を有効に利用できるよう条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 泊 重巳君。

6 番 (泊)

今回の改正につきましては、教職員を入居させるための改正でございますが、今後、教職員住宅を建設する考えはないか伺います。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

今教職員住宅の建設ですけれども、今のところ中学校の教頭先生のまでは造りました。それで次が教育長の住宅建設に入る予定ですけれども、今後先生方については、町外からかけておいでになる方が多くて、町内に造ってもいいと思うんですけれども、

会 議 の 経 過

雪山定住のところも空いているし、今のところそういうところを対応していきたいと考えている状況でございます。以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑ありませんか。

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

議案第28号 東串良町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、執行部より詳しい説明を頂いておりますが、再度議案提出理由についての説明をお願いします。

また、これまで条例の一部改正を行う以前に適用されていた対象者について、適用した条例や特例などがありましたら併せて説明をお願いいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

提案理由につきましては、今町長のほうからありましたとおり、町内に勤務する教職員等々の住居に関する部分を適用するというので、今回改正をするものでございます。

以前につきましては、平成29年度までの教職員住宅の位置づけといたしましては、公共用財産ということで、公共用財産の貸付けの中で運用を行ってまいりました。しかしながら、今後財源確保という形で、今回6棟ですかね、教頭、校長の住宅を建設いたしておりますが、どうしてもその方々の入居基準を明確化したい、あるいは過疎債で使っていた関係もございまして、過疎債で今住宅を造っております。その関係がございまして、そういう意味で教職員住宅を今回から町営住宅という形で変更させていただいて、入居基準をこういう形で新たに設定するものでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

特にないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第28号 東串良町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第8 議案第29号 令和3年度東串良町一般会計補正予算(第2号)

議 長 (田之畑)

日程第8 議案第29号 令和3年度東串良町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

議案第29号 令和3年度東串良町一般会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億527万5,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから議案第29号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第2号）を採決します。  
お諮りします。  
本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
ここでしばらく休憩いたします。

休 憩 午前10時16分  
— ◆ —  
再 開 午前10時17分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

◆ 日程第9 選任第1号 常任委員の選任

議 長（田之畑）

日程第9 選任第1号 常任委員の選任を行います。
お諮りします。
常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によってお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、常任委員会の正副委員長を互選していただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長は、それぞれの常任委員会において互選することになっており、さらに同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより常任委員会ごとに正副委員長を互選していただきます。

委員会の招集場所は、次のとおり定めます。

総務民生常任委員会は正副議長室、教育産業常任委員会は議員控室、広報広聴常任委員会は正副議長室と定めます。

互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が行うことになっております。各常任委員会の年長委員を御紹介します。総務民生常任委員会は田之畑稔議員、教育産業常任委員会は前田 隆議員、広報広聴常任委員会は牧原完治議員であります。

ここでしばらく休憩します。

休 憩 午前10時19分
— ◆ —
再 開 午前10時37分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

総務民生常任委員長は児玉勇治議員、総務民生常任副委員長は小川香織議員、教育産業常任委員長は上園ミキ議員、教育産業常任副委員長は前田 隆議員、広報広聴常任委員長は瀬戸山譲一議員、広報広聴常任副委員長は小川香織議員。

以上のとおりです。

◆ 日程第10 選任第2号 議会運営委員の選任

議 長（田之畑）

日程第10 選任第2号 議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

会 議 の 経 過

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項及び議会運営委員会規定第3条の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、議会運営委員会規定第4条の規定によって、委員長は西園貞美議員、副委員長は児玉勇治議員です。

~~~~~

### ◆ 日程第11 選挙第1号 大隅肝属地区消防組合議会議員の補欠選挙

議 長 (田之畑)

日程第11 選挙第1号 大隅肝属地区消防組合議会議員の補欠選挙を行います。

同組合議会議員は、同組合同規約第5条第2項の規定により、当議会から児玉勇治議員と田之畑稔議員の2人を選出しておりますが、先般、田之畑稔議員から同組合議会議員の辞職願が提出されて、4月20日をもって辞職が許可されました。このことにより、1人の欠員が生じています。同組合同規約第5条第3項で議会の議員の中から選挙された組合議員に欠員を生じたときは、その都度補欠選挙を行うこととされています。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大隅肝属地区消防組合議会議員に、牧原完治議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました牧原完治議員を大隅肝属地区消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました牧原完治議員が大隅肝属地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま大隅肝属地区消防組合議会議員に当選された牧原完治議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をします。

牧原完治議員、当選の承諾と御挨拶をお願いいたします。

4番 牧原完治議員。

4 番（牧 原）

ただいま大隅肝属地区消防組合議会議員について指名を受けましたので、承諾いたします。この組合については、本町については、非常に不公平感を感じておりますので、この辺について頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◆ 日程第12 選挙第2号 大隅肝属広域事務組合議会議員の補欠選挙

議 長（田之畑）

日程第12 選挙第2号 大隅肝属広域事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

同組合議会議員は、同組合同規約第6条第2項の規定により、当議会から上園ミキ議員と宮地利雄議員の2人を選出しておりますが、先般、上園ミキ議員から同組合議会議員の辞職願が提出され、4月20日をもって辞職が許可されました。このことにより、1人の欠員が生じています。同組合同規約第6条第4項で議会の議員の中から選挙された組合議員に欠員を生じたときは、その補欠選挙を行わなければならないとされています。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

## 会 議 の 経 過

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大隅肝属広域事務組合議会議員に、瀬戸山譲一議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました瀬戸山譲一議員を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました瀬戸山譲一議員が大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま大隅肝属広域事務組合議会議員に当選された瀬戸山譲一議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をします。

瀬戸山譲一議員、当選の承諾と御挨拶をお願いいたします。

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番 (瀬戸山)

御指名いただきました瀬戸山です。この事務組合の中で地域連携というものが何たるかということをお勉強させていただくことになるんじゃないかと思えます。その中で東串良がどんなことをアピールできるかということも考えていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

~~~~~

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回東串良町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午前10時45分